

ストップ・ザ・不法投棄！

～美しい自然と景観を次世代に引き継ぎましょう～

ごみの不法投棄やポイ捨てをなくすためには、法律などの罰則による抑止だけでは十分ではありません。

北海道や名寄市ではこれまで一斉パトロールやヘリコプター監視の実施や清掃活動の普及などを行って、不法投棄やポイ捨ての防止に努めてきましたが、依然として違法な行為は後を絶ちません。

これらの違法行為をなくしていくためには、市民の不法投棄は「しない」「させない」「許さない」という意識が大切です。

自然豊かな山や川に恵まれた名寄市。この自然を破壊し、景観を著しく損なう不法投棄をなくすため、不法投棄をされない環境をつくりましょう。

不法投棄とは

廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされており、この規定に反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」といいます。この規定は産業廃棄物に限らず一般廃棄物を含めた全ての廃棄物に適用されます。

また、たとえ自分の土地であっても廃棄物を埋めたりすると不法投棄となる場合があります。

罰則

- ・不法投棄を行った者は、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金に処せられ、又はこれが併科されます。
- ・法人にあっては、1億円の罰金。未遂行為も対象となります。

被害は様々なところに：

不法投棄は、美しい自然や、景観を損ない、周囲を不衛生にするほか、害虫を発生させる恐れがあります。

また、産業廃棄物の不法投棄は、廃棄物による有害物質が地中にしみ出し土壌・水質を汚染する可能性があります。

捨てられない環境づくりを

不法投棄は、人目につくのを避けるため、夜間や早朝に山間部や農地で行われます。

■不法投棄されやすい場所

- ・民家が近くにない。
- ・周辺からの見通しが悪い。

- ・主要道路から少し入った道幅がある程度有るところ

公共用地以外の空き地や田畑などへの不法投棄も多くなっています。その場合、法的には管理者（土地使用者）が処理しなければなりません。

日頃から、不法投棄されにくい環境づくりなど、十分な管理をお願いします。

■土地の管理

- ・こまめに草刈りをし、見通しのきくきれいな状態にしておきましょう。
- ・入口に柵やカギを設けるなど、車両などが侵入しにくい環境を作りましょう。
- ・定期的な見回りをするなど、常に土地の状況を把握しておきましょう。

く名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例（抜粋）

第8条 土地の所有者は、その土地が空き地の場合は、草刈りを行う等清潔を保つよう努めるとともに、みだりに廃棄物がすてられないように囲いを設ける等適正な管理をしなければならない。



山林での不法投棄



回収された不法投棄物

不法投棄を発見したら

不法投棄をみつけたときは、発見者自身で対処しないでください。ご自身の安全を第一に考えて、次のとおり対応してください。

発見者

○場所を確認する。

○可能であれば、投棄されている廃棄物状況などを確認する。

○投棄者が現場にいる場合は、特徴を確認する。
(会社名、車種、ナンバーなど)

行為者の多くは違法と知っていないが、行っています。近づく危険なことも起こりえますので通報する場合は、次の点に注意してください。

※現場や投棄者には近づかない。
※現場の写真を撮影しない。

通報 (情報提供)

名寄市役所市民部

環境生活課廃棄物対策係

☎ 01654-2111

☎ 内線3124

○現地調査・指導

通報・連携

名寄警察署

○現地調査

○立件

廃家電4品目の不法投棄回収台数 (北海道)

品目名	H19年度	H20年度	H21年度
テレビ(ブラウン管式)	6,524	7,492	6,804
テレビ(プラズマ式)			5
冷蔵庫・冷凍庫	1,564	1,721	1,511
洗濯機	1,105	1,112	990
エアコン	64	45	39
合計 (台)	9,257	10,370	9,349

注意!

最近、便利屋などを装い「ごみを安価で処分します」などと言って、ごみを収集し、不法投棄する事例が増えています。

きちんと処分してもらっているはずが、実際は少し離れたところで不法投棄され、散乱し個人のプライバシーが人目にさらされています。大量にごみを処分する必要があります。大量にごみを処分する必要がある場合は、収集運搬許可業者に依頼してください。

名寄市では、職員によるパトロール、防止看板の設置など防止対策を実施しています。また、警察と協力して不法投棄者の摘発にも努めています。

不法投棄は犯罪です!!
悪質な行為には断固たる処置をとります!!

■問い合わせ

環境生活課廃棄物対策係

☎ 01654-2111 (内線3124)

FAX ☎ 01654-4011

資源持ち去り防止にご協力ください

名寄市（風連地区は除く）では、週1回資源ごみの回収を実施していますが、ここ数年、市が回収する前に無断で持ち去る行為が横行しています。持ち去られる資源ごみは有価物であり、名寄市の貴重な財源となります。

現在、市ではパトロールを実施していますが、無断持ち去りは一向に無くなりません。この度、左の持ち去り防止グッズを作成しましたので、無断持ち去り根絶にご協力をお願いします。

持ち去り防止グッズ

持ち去り防止シート
（ポスターをラミネートした物）



種類

A3サイズ、A4サイズ、A5サイズがあります。

使い方

カラスアウト、金網、木製ごみ箱、網などにご使用ください。



ステーションの使用例（A3サイズ）



カラスアウトの使用例（A5サイズ）

上の防止シートを名寄市・環境生活課（窓口3・4番）で、無料で配布しますので、ぜひ、ご自宅のごみ箱、網などに取り付けていただき、無断持ち去り防止のご協力をお願いします。

平成22年度リサイクル品売却状況

皆さまに分別していただいた平成22年度の資源ごみのリサイクル品売却収入は、アルミ缶・古紙類など12品目で約534万円、ペットボトル・プラスチック容器包装に伴う容器包装リサイクル法による搬出金が約489万円（表参照）、合わせて約1,023万円の収入となりました。

廃食用油は5,111ℓが回収され、約1,000ℓをバイオディーゼル燃料として、市の車両に使用させていただきました。

品目	重量(t)	収入額(千円)
アルミ缶	44	1,841
スチール缶	63	442
鉄くず	23	11
ペットボトル	110	1,899
新聞紙	272	815
雑誌	138	138
段ボール	151	151
紙パック	7	7
上質紙	5	5
紙製容器包装	11	6
発泡スチロール	7	14
古着	2	6
再商品化搬出金	-	4,890
合計	833	10,225

問い合わせ

環境生活課廃棄物対策係

FAX ④2111 (内線3124)
④4011

